

**「湯けむりフォーラム 2025」会場設営・宿泊調整等業務委託
企画提案要領**

1 業務の名称

「湯けむりフォーラム 2025」会場設営・宿泊調整等業務委託

2 業務の趣旨・目的

草津温泉に経済、学識、政治・行政等各界のトップリーダーが集い、リアル開催のメリットを活かしたエンターテイメントにより感性を解放し、議論や交流を通して新たな価値を生み出すためのカンファレンスイベント「湯けむりフォーラム 2025」の開催にあたり、特別講演や分科会等について、来場者の興味を強く引きつけるための仕掛けを含むステージ等の設営、運営を行うとともに、登壇者及び参加者等の宿泊調整などを行うものです。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額（委託上限額）

50,532,452 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、複数事業者による共同企業体として参加する場合にあっては、(7)は共同事業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- ② 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ⑥ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- ⑦ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき登録している国内旅行業者であること。

7 スケジュール

- | | |
|----------------|--|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 7 年 8 月 22 日（金） |
| (2) 現地地下見会申込期限 | 令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 5 時 ※詳細は、下記 10 のとおり |
| (3) 参加申込期限 | 令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時 ※詳細は、下記 8 のとおり |
| (4) 質問受付期限 | 令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時 ※詳細は、下記 9 のとおり |
| (5) 企画提案提出期限 | 令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 5 時 ※詳細は、下記 11 のとおり |

- (6) 審査・結果発表 令和7年9月下旬 ※詳細は、下記12のとおり

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式1-1）」を電子メール（メールアドレス：senryakuka@pref.gunma.lg.jp）、郵送又は持参により提出してください。共同企業体により参加する場合は「参加申込書（様式1-2）」及び「共同企業体協定書兼委任状（様式2）」を提出してください。（持参により提出いただく場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

- (1) 提出期限 令和7年9月5日（金）午後5時 必着

※E-mail は、件名を『湯けむりフォーラム 2025』会場設営・宿泊調整等業務委託に係る参加申込』としてください。

※E-mail により提出する場合は、提出後、以下まで必ず連絡願います。

（電話）027-226-2314（直通）／027-223-1111（代表）内線 2314

- (2) 提出先 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁10階北

群馬県 知事戦略部 戦略企画課未来創生室 未来創生・官民共創推進係

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月5日（金）午後5時 まで（必着）

- (2) 質問様式 質問書（様式3）による。

- (3) 質問方法 Eメールによる。（メールアドレス：senryakuka@pref.gunma.lg.jp）

※E-mail は、件名を『湯けむりフォーラム 2025』会場設営・宿泊調整等業務委託に係る質問』としてください。

※質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。

（電話）027-226-2314（直通）／027-223-1111（代表）内線 2314

- (4) その他 質問に対する回答は、令和7年9月9日（火）までに質問者及び参加申込の意思表示があった事業者へ電子メールで回答します。

10 現地下見会

現地下見会の開催（下見会参加の有無が審査結果に影響することはありません。）

- (1) 日時：

・ホテルヴィレッジ 令和7年9月1日（月）午前10時から

・草津音楽の森国際コンサートホール 令和7年9月1日（月）午後1時30分から

- (2) 実施方法：各現地（正面玄関前）に集合し、県担当者等が案内します。

- (3) 参加申込：「現地下見会参加申込書」（様式4）に必要事項を記入の上、電子メールにて送信してください。（メールアドレス：senryakuka@pref.gunma.lg.jp）

※E-mail は、件名を『湯けむりフォーラム 2025』会場設営・宿泊調整等業務委託に係る現地下見申込』としてください。

※提出した後は以下まで必ず連絡願います。

（電話）027-226-2314（直通）／027-223-1111（代表）内線 2314

- (4) 申込期限：令和7年8月28日（木）午後5時まで（必着）

11 応募の手続き等

- (1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式5）

1部

イ 企画提案書本体（任意様式）

1部

- ・本事業への理解や事業の運営方法、演出の構成・内容、演出技術・手法、宿泊調整等の提案について記載ください。

ウ 業務実施体制表（様式 6）

1 部

- ・本業務における実施体制、類似業務の実績及び配置予定担当者の業務経歴について記載ください。

エ 費用見積書（任意様式）

1 部

- ・宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積額及び積算内訳を記載。積算内訳は、可能な限り詳細に記載してください。

オ 提案事業者の概要がわかる資料（パンフレット等）

1 部

カ その他、提案内容に関して必要な資料

1 部

キ 法人登記簿謄本の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）

1 部

ク 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

1 部

ケ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式 7）

1 部

（上記キ、ク、ケは、群馬県の「物品等購入契約資格者名簿」掲載者は提出不要

コ 課税（免税）事業者届出書（様式 8）

1 部

※共同企業体による参加を行う場合にあっては、オ及びキ～コの資料については、構成する全ての事業者が提出すること。

（2）提出方法・提出期限

ア 提出方法 下記（3）の提出先あて、電子メール、持参又は郵送により提出

（持参により提出いただく場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※電子メールでの提出の場合、上記11（1）提出書類については、各1部を電子媒体で提出すればよいです。提出後は、提出した旨を電話で連絡してください。

※メールは一通につき7MBまでしか受信できないため、提出書類一式を7MBに収めて送信してください。なお、どうしてもデータのサイズが7MBを超える場合は、提出方法について県に相談してください。

イ 提出期限 令和7年9月16日（火）午後5時 必着

（3）提出先（お問い合わせ先）

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁10階北

群馬県 知事戦略部 戦略企画課未来創生室 未来創生・官民共創推進係

電 話 027-226-2314

FAX 027-223-4371

メール senryakuka@pref.gunma.lg.jp

（4）応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
- ・提出書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、提出書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）、群馬県情報公開条例（平成12年6月14日条例第83号）に基づき、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となりますので御承知おきください。

（5）その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

12 審査

提出された書類に基づき審査し、他の事業者には代替させることができない特殊な技術を有し、かつ、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

(1) 審査方法 提出いただいた応募書類をもとに書類審査を行います。

・審査の必要上、提案者に問い合わせをすることがあります。

(2) 審査結果の通知 令和7年9月下旬を目途に、応募者全てに電子メールにより通知します。

13 契約

- ・応募内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。
- ・契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて示したうえで、見積書を提出いただきます。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・本業務により製作された成果物に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属します。
- ・本業務は、内閣府所管の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」等を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行っていただきます。

14 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県が定めるものとします。